

(1) 昭和44年12月10日

市政だより

今月の法律相談日

12月18日
9時30分～15時30分
お気軽にどうぞ

おおむら

12月 中旬号

No. 595

発行所/大村市役所
郵便番号 856

編集人/総務課長 土井音之助
印刷所/隆文社印刷所



○
(ここをとじてください)
○

早く大きくなるぞ……… —光と緑の園にて—

歴史的には、共同募金よりずつとふるいものです。むかしは、貧しい家庭では正月を迎えるのに餅も買えず、子どもたちのこごえた手を暖める炭も買えないという悲しい現実がありました。そういう時代に、このようなたすけあいの募金が発生したのです。

この募金は、戦時中には中断されましたが、戦後ふたたびこの流れをくむ歳末たすけあい運動が、市町村社会福祉協議会等

を主体として起きてきました。

現在のように共同募金の一環としてこれが行なわれる仕組みに改められたのが、昭和三十四年のことです。

以後、募金を実施してそれを配分するのは共同募金会の責任、配分金を個々の対象者に贈るのは社会福祉協議会の責任というチームワークにより社会福祉事業法の共同募金に関する規定にしたがつて、この運動がすすめられています。

歳末たすけあい

運動のあゆみ

12月27日は

衆議院

総選挙の

投票日です



この一票あすの

政治にさす光

十二月二日に解散された衆議院の総選挙が十二月二十七日(土)におこなわれます。

投票時間は、午前七時から午後六時までとなっております。

今回の選挙は、公職選挙法の一部改正により次のような人が投票できます。

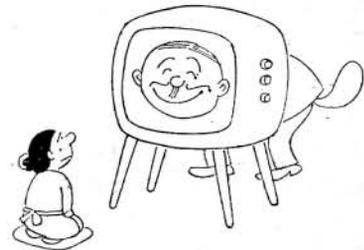
- ①九月十日現在の選挙人名簿に登録されている人。
- ②十二月六日現在で大村市の住民基本台帳に三ヶ月以上記録されており十二月二十七日までに満二十才になる人。(最近、転入してきて、まだ他市町村の選挙人名簿に登録されている人は不在者投票を活用し、貴重な一票を行使しましょう)



美しい菊の香りを!
選ぶ人にも選ばれる人にも

政見放送について

今回の衆議院総選挙では、テレビジョンにより、候補者がその政見を放送しますので、みんなでよくききましょう。



テレビ選挙
だまされないご用心!

不在者投票の活用を

こんな人は

投票日の当日、次のような理由により、投票所に行つて投票できない人は不在者投票の制度を活用しましょう。

- ①大村市外で職務または業務に従事中であるとき。
- ②やむを得ない用務または事故により大村市外に旅行中又は滞在中のとき。
- ③病氣、負傷、妊娠、老衰、

不具若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であるとき

- ④大村市から他市町村に転出した人又は転出予定の人。
- 不在者投票のできる期間
衆議院総選挙 十二月七日から十二月二十六日まで
最高裁判所裁判官国民審査
十二月十七日から十二月十六日まで。

くわしいことは大村市選挙管理委員会事務局におたずね下さい。
電話番号 四、一一一
三、一八〇

歳末は交通事故

がおこり易い！！

事故をなくして、明るい正月を
師走（しわす）は一年のしめくくりの月で、なにかとせわしく、人や車の動きもはげしくなるため、犯罪や交通事故が急激に多くなります。

警察では十二月一日から歳末特別警戒を行います。みなさんも次の点に注意して楽しい正月を迎えましょう。

◆飲酒運転は命とり

酒はあなたを酔せ、車まで酔せてしまいます。

①酒をのんだらハンドルをにぎらない。

②酒の出る場所には、車で行かない。

③車を運転する人には酒をすすめない。

この三つのことは、車を運転する人は勿論のこと、周囲の人も絶対に守りましょう。

◆無免許運転は地獄への近道

年末、年始には、車の利用が多くなり、運転者が不足がちとなります。だからといって、免許を持たない者が車を運転したり、させたりすることは重大事故のもととなります。

◆スピードの出し過ぎ、無理な追越しは事故を呼ぶ

先を急ぐから、いそがしいからといって速度を出し過ぎたり、無理な追越しをすることは極めて危険です。急ぐときは急ぐほど出発を早目にし、途中はできるだけ安全速度で走りましょう。

◆自転車の正しい乗り方

最近、大村市内では自転車の死亡重傷事故が続発しています。（十一月中に三人死亡）自転車に乗る場合は、次のことを正しく守りましょう。

①左側端を一行に進行すること。
②傘さし運転や二人乗りはしないこと。

ないこと。

③右折、左折するときは、約三〇メートル手前で合図をし、道路の側端に沿って直角に曲ること。

④路地や駐車々両等の陰から車道にとび出さないこと。

⑤後部反射鏡は必ずつけ、よく手入れをしておくこと。

◆老人、子供をみたらまず徐行

防犯にもご留意を
⑥他人にめいわくをかけないように
酔らつてからの暴力、たかり、いやがらせなど、他人のめいわくになることはやめましょう。
⑦子供を非行から守りましょう。
日に一度は子供の行動によく気をつけましょう。いそがしいといつて放任しておくの



歩行者の道路横断中や子供のとび出しによる被害事故が多発しています（十一月中に六件発生し内一名死亡、二名重傷三名軽傷 特に、年末、年始には人が多くなるので、人も車も十分注意しましょう。

◎スリにご用心

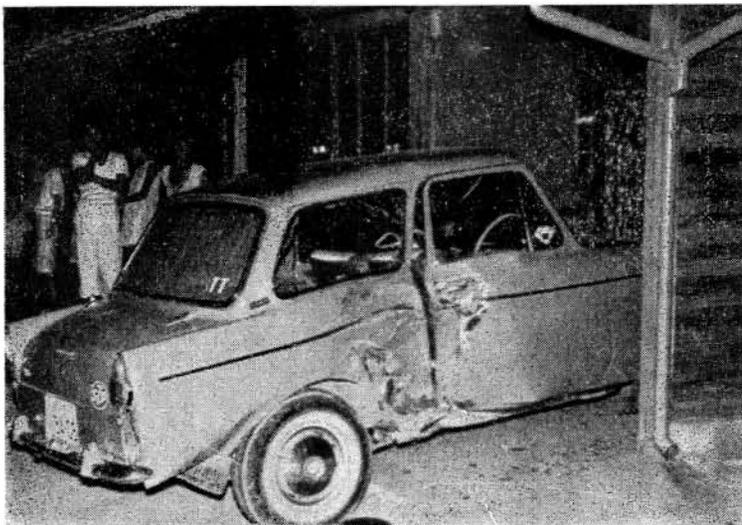
乗り物や人混みの中ではスリがあなたを狙っています。外側のポケットや買物カゴの中にお金を入れるのは狙われるもとです。ハンドバックや鞆は開き口を内側にして、しっかりと身につけて下さい。

◎痴漢があなたを狙っています。

ご婦人の方、夜道の一人歩きは危険です。おそくなつたら遠回りしても人通りの多い明るい道を通りましょう。

◎火の用心

最近火災がひん発しております。寒くなると、火が恋しくなります。特に火には注意して火災を起さないようにしましょう。



は非行の原因となります。
◎戸締りを忘れずに
家を留守にするときや、おやすみ前には戸締りを忘れずに……。また、家のまわりにはしごや踏台、その他泥棒の足場になりやすい物をおかないようにしましょう。



年末までに税金等を完納しましょう

昭和四十四年もあとわずかで終ろうとしています。市税、国民健康保険税、住宅使用料、清掃手数料の納付は、もうお済みになりましたでしょうか。未納の分がありましたらこの際早く完納してさっぱりした新しい年を迎えましょう。

『本月は固定資産税四期分、住宅使用料十二月分、清掃手数料三期分の納期です』
期限までに指定金融機関等、市役所又は出張所に納めて下さい。

償却資産の申告時期です

償却資産の所有者は毎年一月一日現在で、その資産について市長に申告しなければならぬことになっています。法人および個人で償却資産をもつておられる方は、次

の要領で必ず申告してください。

償却資産とは、土地および家屋以外の資産で、事業の用に供することのできる資産。また、自己使用のものばかりでなく他人に貸しているものも含まれます。

(一) 申告しなければならぬ資産

(イ) 構築物(煙突、軌条、貯水池、水槽など)

(ロ) 機械および諸装置

(ハ) 客船、運搬船、漁船

(ニ) 航空機

(ホ) 車輛および運搬具(大型特殊自動車、手押車など)

(ヘ) 工具、器具および備品

(ト) 遊休、未稼働の資産、簿外資産

(三) 申告書提出先 課税課

(四) 申告期限 昭和四十五年一月二十日

なお、申告用紙は課税課または各出張所に準備してあります。申告についてわからないことは課税課におたずねください。

援護事務の巡回相談

員援護課では、旧軍人軍属の恩給、扶助料、戦傷病者、戦没者遺族、引揚者特別交付

金などの援護事務について巡回相談をつぎのとおりおこないます。

せつかくの権利を有しながら未請求のため時効となることのないよう遠慮なくご利用ください。

▼日時 十二月十六日午前十時から午後四時まで

▼場所 市役所大会議室

戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給制度の一部改正

昭和十六年十二月八日以後戦争公務により死亡した旧軍人、軍族の遺族で弔慰金の支給をうけた者が死亡し、昭和四十年四月一日現在に同一戦没者による公務扶助料または遺族年金等をうけるものがない遺族に戦没者の死亡当時生計維持、生計同一であった父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者に特別弔慰金が支給されることになりました。

該当される方またはくわしくはおたずねになりたい方は社会課において下さい。

戦没者の父母等に対する特別給付金支給制度の一部改正

昭和十二年七月七日以後に死亡した戦没者の父母又は祖父母で、戦没者の死亡当時戦没者以外に子も孫もなかった者に特別給付金が支給されることになりましたが、これが改正になり、戦没当時戦没者以外に子又は孫があつてもその者がすべて父母又は祖父母と「氏を異にしており」その後昭和四十四年九月三十日に至るまで氏を同じくする子も孫も生じなかつた者には特別給付金が支給されることになりました。該当される方は社会課においてください。

② 「氏を異にしており」とは法律上の婚姻をして氏を改めている場合または、父母の直系血族以外の者の養子となつている場合です。

ご寄附ありがとうございました

▼市内野田郷九、岸川君子さん
▼市内岸川渡さんのご明に

▼市内古町五八九、田中玉子さんは亡夫田中実男さんの忌明け

▼市内辻田町五一二、山本義美さんは亡父山本貞義さんの忌明けにそれぞれ社会福祉事業費として金一封を市善意銀行に寄託されました。

▼市内大村駅前、松早石油ソフボールチーム一同はソフボール大会優勝祝金を社会福祉事業費にと市善意銀行に寄託されました。

年末の一斉大掃除を行ないましょう

12月13日より12月21日まで年末市内一斉大掃除期間に定められました。期間中の適当な日を選び各町内ごとに一斉に実施されるようお願いいたします。

具体的な実施要領は、各町務連絡員さんに送付してありますが、今回の大掃除は、とくに、各家庭の整理整頓と不用品の整理を重点的に行なつて下さい。

年末は各家庭で大量の廃品やゴミが出るものと予想されますが、空地や河川にこれらのものを捨てないようにして下さい。

これらのゴミは、各町内で掃除日と、集積所を定め、まとめて出すよう計画して事前に衛生課へご連絡下さい。

なお、年末のゴミ収集業務は、12月29日まで行ない、新年は、1月5日から始めますが、この間ゴミが散乱しないようご協力願います。

年末が迫りますと、お互いが気ぜわしくなりますので、一斉大掃除は必ず指定した期間中に終了するように協力下さい。

交通事故の巡回相談

県交通事故相談所では十二月の事故相談をつぎのとおりおこないます。

相談には、専門の相談員が応じますので、交通事故でおこまりの方はご遠慮なくご利用ください。

※日時 十二月二十三日午前
十時から午後三時まで
※場所 市役所大会議室

